

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	京都市 予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

京都市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年8月22日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容 ※	予防接種は、疾病に対して免疫の効果を得させるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種することにより、疾病の蔓延防止を最も効果的に行う手法である。予防接種法に基づき、各自治体が予防接種事務を実施している。
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	予防接種業務オンラインシステム
②システムの機能	予防接種は住民情報を適切に把握できない場合、定められた容量や回数を接種できない、あるいは接種しすぎる可能性がある。そのため、同システムにより接種者の住民情報を適切に把握する必要がある。 また、高齢者肺炎球菌については、自己負担額を徴収しているが、低所得者対策として接種料金の軽減措置を行っている。軽減措置のためには、所得の把握が必要であるため、同システムにより税情報を的確に把握し、軽減措置を行っている。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 ()

システム2～5

システム6～10

システム11～15

システム16～20

3. 特定個人情報ファイル名

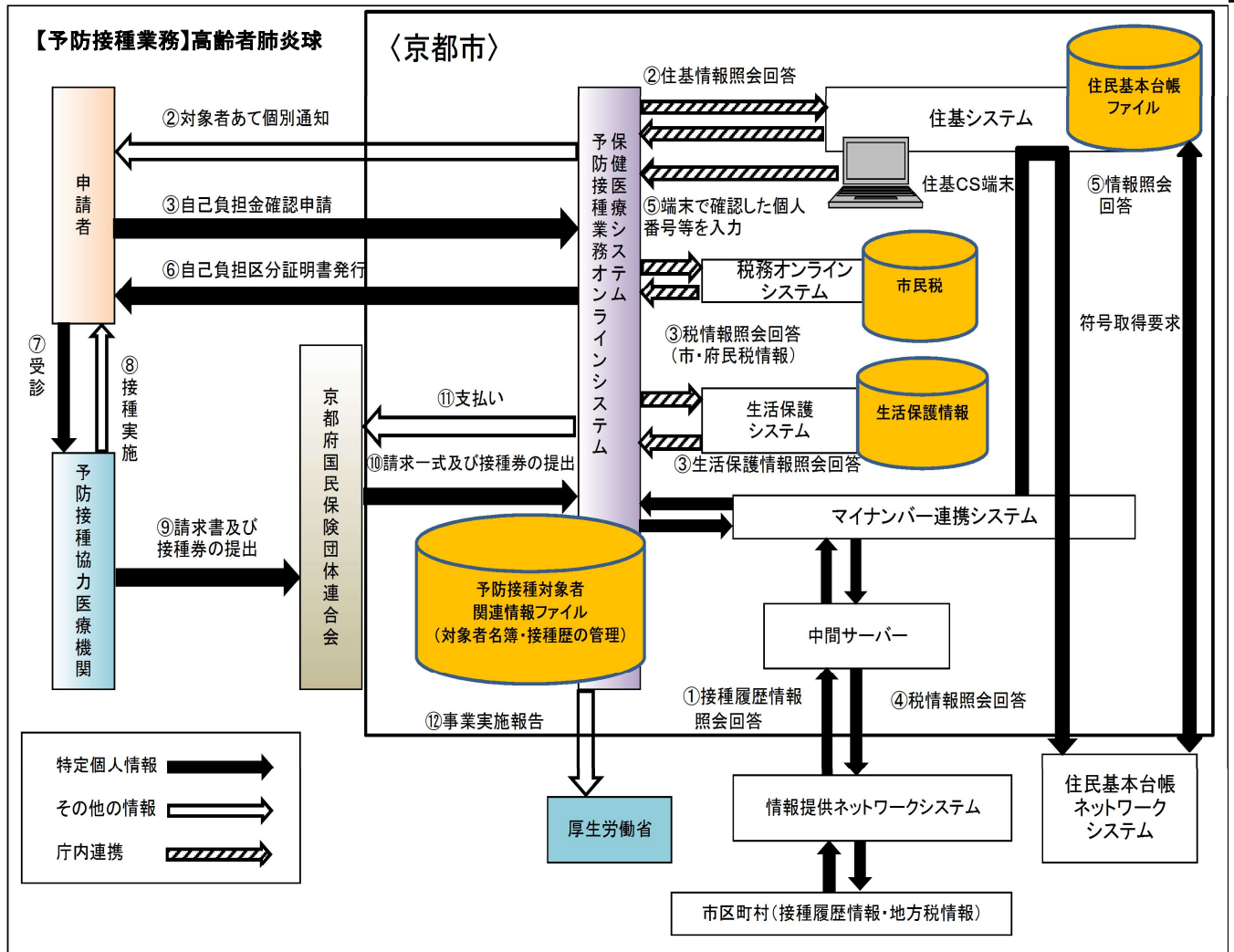
予防接種履歴情報ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

①事務実施上の必要性	定期接種においては、適切な期間及び接種量で接種しなければ効果が十分に得られないため、本人の接種履歴を適切に把握しておく必要があり、そのためには住基情報との突合を行わなければ、本人の情報が確認できないため、適切な接種履歴の管理が行えない。また、高齢者肺炎球菌については自己負担額を徴収しているが、所得に応じて軽減区分があり、その自己負担区分証明書の発行処理において、申請者の所得及び住基情報を確認し、適正な証明書発行業務を行う必要がある。
②実現が期待されるメリット	・ 接種履歴を管理し住基情報と突合することで、未接種者に対する接種勧奨が可能になる等、接種率の向上につながる。 ・ 軽減申請等の際、一部書類（非課税証明書等）の添付が不要となり、申請者の負担軽減及び行政手続の簡素化につながる。

5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・ 番号法第9条第1項 別表 第14の項、第126の項 ・ 番号法第19条第6号(委託先への提供) ・ 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令《第2条の表の項番》25、26、153、154の項 2 情報照会の根拠 番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令《第2条の表の項番》25、27、28、29、153の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課
②所属長の役職名	医療衛生企画課長
8. 他の評価実施機関	
-	

【別添1】事務の内容



(備考)

【予防接種業務】高齢者肺炎球菌

- ① 他自治体から転入してきた方の予防接種履歴について、情報提供ネットワークを通じて接種履歴の把握を行う(個別通知の基礎資料となる)。
- ② ①に加え、住基情報を基に予防接種法に基づく対象者宛に個別通知を行う。
- ③ 個別通知を受け取った申請者(予防接種対象者)から、自己負担金確認申請を受領する。自己負担金について、税務オンラインシステム及び生活保護システムに照会し、自己負担区分を確認する。
- ④ 他の市区町村課税の場合、情報提供ネットワークシステムを通じて、他都市に照会し、申請者の地方税情報(所得情報)を把握し、それに基づく自己負担額を確認する。
- ⑤ 必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、他都市に照会し、個人番号等を確認し、入力する。
- ⑥ 確認結果に基づく証明書を発行し、対象者宛に通知する。
- ⑦ 申請者が予防接種協力医療機関に受診する。
- ⑧ 予防接種協力医療機関にて対象者が予防接種を受ける。
- ⑨ 接種を実施した予防接種協力医療機関が、京都府国民保険団体連合会に接種報告及び対象者の接種記録及び請求書を提出する。
- ⑩ 京都府国民保険団体連合会が、当該接種について審査を行い、その結果報告及び請求を京都市に行う。
- ⑪ 請求に基づき、京都府国民保険団体連合会に支払いを行う。
- ⑫ 保健医療システムに接種記録を記録し、厚生労働省宛に事業の実施報告を行う。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	接種対象者
その必要性	予防接種事業を実施するに当たり、適切な予防接種を受けるため、被接種者の予防接種歴を把握する必要がある。
④記録される項目	10項目以上50項目未満 ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	○識別情報:対象者を正確に特定するために記録 ○連絡先等情報:対象者の世帯情報及び通知等の送付先の把握のために記録 ○業務関係情報 ・地方税関係情報:対象者本人の自己負担額の確認を確実にを行うため ・健康・医療関係情報:対象者本人の接種履歴の把握を確実にを行うため ・生活保護・社会福祉関係情報:対象者本人の自己負担額の確認を確実にを行うため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (文化市民局地域自治推進室、行財政局税務部、保健福祉局生活福祉部生活福祉課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (京都府国民健康保険団体連合会) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村長) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 (地方公共団体情報システム機構)

②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、本市共通システム基盤の情報提供機能)
③入手の時期・頻度		・定期的に入手 住基情報及び税情報については、日次で入手している。 予防接種履歴情報については、毎月末に府国保連合会から月次で入手している。(府国保連合会は医師会からの請求をとりまとめている) ・生活保護情報については、月次もしくは年次で入手する。 ・個別的な対応の際に入手 場合に応じて、他都市から情報提供ネットワークシステムを通じて、予防接種履歴情報、税情報、医療保険情報、特別児童扶養手当情報を入手する。
④入手に係る妥当性		・制度上定められた時期・頻度・方法により、情報を入手している。 ・住基や所得(税)、生活保護受給情報の異動について、迅速かつ効率的な対応が行える頻度で、情報を入手している。
⑤本人への明示		・被接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の第2条の表の25、27、28、29、153の項にて明示されているとともに、自己負担区分証明書の発行申請に当たって本人に口頭で説明を行う。
⑥使用目的 ※		接種対象者の年齢等接種要件を正確に把握する必要があるため。 接種対象者の接種履歴を適切に把握する必要があるため。 接種対象者の自己負担区分を正確に把握する必要があるため。
	変更の妥当性	－
⑦使用の主体	使用部署 ※	医療衛生企画課、各区(各支所含む。)保健福祉センター、京北出張所保健福祉担当
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・予防接種接種委託料の請求において、接種状況の確認のため、使用する。 ・予防接種希望者の自己負担区分を確実に把握するため、使用する。 ・予防接種未接種者に対し、個別通知を送付する際に利用するため、使用する。 ・その他予防接種事業に必要な確認作業が発生した際に利用するため、使用する。
	情報の突合 ※	保健医療システムにて申請書と接種履歴情報の突合を行う。
	情報の統計分析 ※	行わない。

	権利利益に影響を与え得る決定 ※	無し
⑨使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない (1) 件
委託事項1		システム運用保守委託
①委託内容		システムの運用保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満
	対象となる本人の範囲 ※	被接種者及び被接種者の保護者、配偶者
	その妥当性	システムの安定稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
	③委託先における取扱者数	☐ 10人未満
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (庁舎内にてシステム機器を直接操作)
⑤委託先名の確認方法		ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する
	⑧再委託の許諾方法	再委託先の名称、業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由、再委託先の取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け諾否を判断する。
	⑨再委託事項	システム保守にかかる改修等
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		☒ 提供を行っている (2) 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1		番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表の25、26の項に定める情報照会者
①法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表の25、26の項
②提供先における用途		予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって、主務省令で定めるもの
③提供する情報		予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって、主務省令で定めるもの

④提供する情報の対象となる 本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	接種対象者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2～5	
提供先2	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表の153、154の項に定める情報照会者
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表の153、154の項
②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	接種対象者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	

⑥移転方法		☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ）	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度			
移転先2～5			
移転先6～10			
移転先11～15			
移転先16～20			
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※		＜京都市における措置＞ ①サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に設けており、入退室管理を静脈認証により行っている。 ②サーバー室の出入口を限定し、監視設備として監視カメラを設置している。 ③紙資料については、施錠可能な倉庫にて、箱に封緘した状態で保管する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	
②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない	
	その妥当性	予防接種履歴は生涯必要となるため、過去の接種履歴を永年保存しておく必要がある。	

③消去方法	＜京都市における措置＞ ①接種履歴については永年保存のため、誤りが無い限り、削除は行わない。 ②接種券等の紙書類については、規程に基づき、外部業者による溶解処分を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。
7. 備考	
-	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

＜予防接種履歴情報ファイルに関する記録項目＞

- 01 氏名
- 02 カナ氏名
- 03 郵便番号
- 04 住所
- 05 生年月日
- 06 性別
- 07 電話番号
- 08 学区
- 09 保護者名
- 10 住登外フラグ
- 11 請求日
- 12 自己負担区分
- 13 支払日
- 14 接種区分
- 15 接種量
- 16 製造メーカー
- 17 ロット番号
- 18 徴収区分
- 19 行政措置
- 20 備考接種日
- 21 不明区分
- 22 ハイリスク区分
- 23 三種混合区分
- 24 ツ反BCG区分
- 25 市外フラグ
- 26 接種コード
- 27 接種日
- 28 接種機関コード
- 29 接種医コード
- 30 個人番号
- 31 団体内統合宛名番号
- 32 情報提供用個人識別符号
- 33 情報提供等記録
- 34 生活保護受給状況

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・ 申請窓口において、申請内容や本人確認書類（身分証明書）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報入手の防止に努める。 ・ 情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・ 情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。
その他の措置の内容	・ システムへの登録時は入力者以外の者が入力状況を確認し、対象者以外の情報登録を防止する。 ・ 操作ログを収集し、不正な操作による対象者以外の情報入手を抑止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<窓口・郵送での入手> ・ 自己負担区分証明書の発行申請においては、書面にて本人あるいは代理人による申請のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。 <システムを通じた入手> ・ システムを通じた入手については、システムを利用する必要がある職員を特定し、認証カード及びパスワードによる認証を実施する。また、利用機能の認可機能により、当該職員がシステム上で参照できる情報を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	各種申請等の際、身分証明書（マイナンバー（個人番号）カード等）の提示により、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・ マイナンバー（個人番号）カードの提示又は、通知カードと本人確認書類（免許証等）の提示を求め確認を行う。 ・ マイナンバー（個人番号）カード又は通知カード等の提示による確認が困難な場合は、住基システム又は住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、確認を行う。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・ システムへの登録時(新規入力、削除及び訂正)は、整合性を確保するために入力、削除及び訂正を行った者以外が確認する。 ・ 入力、削除及び訂正作業に用いた紙資料は、施錠可能な倉庫にて、箱に封緘した状態で保管する。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	・ 入手する際は、他の来庁者の覗き込み等ができないような措置を取る。 ・ 特定個人情報を記載した紙媒体は、関係者以外の立ち入れない執務室等で保管し、漏えい・紛失を防止する。 ・ インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	システム間のアクセスは必要なもののみに限定する。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	システム間のアクセスは必要なもののみに限定する。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	- システムを使用する職員のみに対し、所属長がユーザーID及びパスワードを限定的に付与する。 - 職員ごとに設定されたパスワードによる認証を行い、パスワードに一定の有効期限を設ける。 - 認証の記録を保管する。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	- 職員ごとに、所属長が業務に必要なアクセス権限を付与し、利用可能な機能を制限する。 - 職員の異動退職時に合わせて、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 - 退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。	
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	- 職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 - 不正アクセスを分析するために、システムの操作履歴の記録を保管する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	- 特定個人情報を扱うシステムの操作履歴(ユーザーID、操作日時、処理事由等)を記録する。 - 必要に応じて操作履歴を解析し、不適切なアクセスがないか確認する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		

リスクに対する措置の内容	・ システムの操作履歴を記録する。また、そのことを職員に周知する。 ・ システム利用職員への研修会等において、事務外利用の禁止等について周知する。 ・ 職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・ 所管課設置のオンライン端末からは物理的に複製できない仕組みとなっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
端末画面は、来庁者から見えないようにする。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

☐ 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
委託契約終了後の不正な使用等のリスク
再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認

- ・委託先の社会的信用と能力を確認。具体的には、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）、ISO9000等の認証の取得又はプライバシーマークの認定等を委託先選定の条件とし、システム委託については、電子計算機による事務処理等の委託契約に係る共通仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のある「データ等の適正な管理」の内容を遵守することを前提に業者に委託する。業務委託については、仕様書に記載のある「個人情報等の保護」の内容を遵守することを前提に業者に委託する。
- ・委託先が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。

特定個人情報ファイルの閲覧
者・更新者の制限

[制限している] ＜選択肢＞
1) 制限している 2) 制限していない

具体的な制限方法

- ・ 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。
- ・ 閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。
- ・ 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。
- ・ 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。

特定個人情報ファイルの取扱いの記録

[記録を残している] <選択肢>
1) 記録を残している 2) 記録を残していない

具体的な方法

- ・ 特定個人情報ファイルへのアクセス履歴(ユーザーID、操作日時、処理事由(又は処理内容))を記録する。
- ・ システムのオペレーションや運用保守における作業記録を残す。
- ・ 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
- ・ 委託業者から、セキュリティ研修等の実施等、適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。

特定個人情報の提供ルール

[	定めている	]	＜選択肢＞	
			1) 定めている	2) 定めていない

委託先から他者への
提供に関するルールの内容及びルール遵守
の確認方法

「京都市情報セキュリティ対策基準」「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」により、個人情報を取り扱う情報システムに関して、随意契約により契約を締結しようとする場合は、原則として再委託を禁止することとし、コンソーシアム(複数事業者による連合体)と契約を締結すること、又は契約を履行するすべての事業者と直接契約を締結することとしている。このため委託先からさらに他者に情報を提供する必要はないようになっている。

例外的に再委託する場合は、電子情報の第三者への提供を禁止する条項及び京都市への定期的な報告義務を課す条項を付して許可することになっている。

委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法

(システム運用等委託)
システムの運用保守業務の委託に関しては、委託業務の実施場所を庁舎内のみとしており、特定個人情報を含むデータの外部への持ち出しを認めない。

特定個人情報の消去ルール

[定めている] <選択肢>
1) 定めている 2) 定めていない

ルール内容及び
ルール遵守の確認
法

- ・ 共通仕様書に記載のある「データ等の廃棄」の内容を遵守することを前提に委託する。
- ・ 委託契約書の検査条項に基づき必要があると認めるときは検査を行う。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定

		＜選択肢＞	
「	定めている	1) 定めている	2) 定めていない

	規定の内容	システム委託については、仕様書において、次のとおりデータ等の適正な管理について定めている。 目的外利用の禁止、複写・複製の原則禁止、特定個人情報の閲覧者・更新者を制限、特定個人情報の提供先の限定、情報漏えいを防ぐための保管管理責任、個人情報の取扱いについてのチェックの実施及び報告、委託先の視察・監査の実施、再委託の原則禁止
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	・許可のない再委託を禁止する。 ・特定個人情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の遵守を義務付ける。
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録をシステム上で管理し、保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・ 提供・移転については、番号法、京都市個人情報保護条例その他関係法令に基づき、提供・移転の可否を判断する。 ・ 他の業務に係る電子計算機処理の目的で収集された電子情報を利用する場合は、あらかじめ書面により、当該電子情報を管理する業務主管部署の承認を得る。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	操作ログを収集し不適正な提供・移転を抑止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	（誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置） ・ システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。 （誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置） ・ 情報を提供・移転するときは、提供先・移転先を十分に確認する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜京都市における措置＞ ①ログイン時の職員認証により、あらかじめ承認された職員以外は情報を入手できないようにする。 ②操作ログを収集し、不適正な情報の入手を抑止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第14号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜京都市における措置＞ ①インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜京都市における措置＞ ①中間サーバーから各業務システム宛ての情報照会結果の中継においては、業務システムに合わせるため、文字やコードを変換すること除き、照会結果内容の改変は行わない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ②中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	＜京都市における措置＞ ①インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜京都市における措置＞ ①中間サーバーへ情報を登録する際に、登録した情報、日時等を記録し、不正な提供を抑止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜京都市における措置＞ ①インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。 ②情報提供の記録を保存し、不適切な方法で特定個人情報提供されることを防止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜京都市における措置＞ ①中間サーバーへの情報の登録を適切な頻度で行い、その正確性を担保する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容 <京都市における措置> ①サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に設け、静脈認証により入退室管理を行っている。 ②サーバー室への入退室の場所は限定し、監視設備として監視カメラを設置している。 ③電子媒体や紙資料については、施錠可能な倉庫にて、箱に封緘した状態で保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

	具体的な対策の内容 <京都市における措置> (不正プログラム対策) ①インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。 ②コンピューターウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。 また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ③オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順に従って、情報セキュリティホールに関連する情報(コンピューターウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する(コンピューターウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)。 (不正アクセス対策) ④ファイアウォール及びウイルス対策ソフトを導入し、必要なパターンファイルは、常時更新している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報とは、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。
⑦バックアップ	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-
再発防止策の内容	-
⑩死者の個人番号	[保管している] <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号と同様に安全管理措置を実施している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	住基システムとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	【電子】 住基システムとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより古い情報の排除を担保する。 磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去、破壊等を行う。 専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 【紙媒体】 帳票については、帳票管理簿を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 廃棄時には、要領手順書に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿にその記録を残す。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	<京都市における措置> ①定期的に担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容とおりの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
具体的な内容	<京都市における措置> 定期的に、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・ 評価書記載事項と運用実態のチェック ・ 個人情報保護に関する規定、体制整備 ・ 個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・ 職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・ 個人情報保護に関する技術的安全管理措置 また、定期的に、専門的な知識を有する外部の専門家により、使用するシステムに係るセキュリティ監査を実施し、必要な安全管理措置が講じられていることを点検する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
具体的な方法	<京都市における措置> ①新規採用時の研修や課長級向け研修などの各階層別等の研修において、個人情報保護・情報セキュリティについて定めた規定等について説明し、周知徹底している。 ②毎年情報セキュリティ対策強化月間を設定し、情報セキュリティや個人情報の取扱いに関する自己点検・職場研修を実施している。 ③各システムの操作マニュアル等にセキュリティの項目を設け、操作の際に特に注意を要する点を記載する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	
3. その他のリスク対策		

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215
②請求方法	京都市個人情報保護条例第14条、第24条又は第30条に基づき、開示請求書、訂正請求書、又は利用停止請求書を提出する。
特記事項	市ホームページで、請求方法等を掲載している。
③手数料等	[無 料] <選択肢> (手数料額、納付方法: 1) 有料 2) 無料)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	予防接種に関する事務(個人情報事務単位での目録の名称)
公表場所	総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 TEL 075-222-4421
②対応方法	問合せ内容及びその対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年7月21日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	番号法第27条に基づき市民意見聴取を行う。実施に際しては、京都市インターネットホームページ、区役所及び支所及び市情報公開コーナーにおいて評価書を閲覧できるものとし、意見の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メールにより受け付けることとする。
②実施日・期間	令和4年4月25日から令和4年5月24日まで 令和4年7月1日から令和4年7月31日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見の提出なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和4年11月24日、令和5年2月24日
②方法	京都市情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検を実施した。
③結果	特定個人情報保護評価書の記載内容は、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月20日	「Ⅰ 基本情報」-「6情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「②法令上の根拠」の記載内容	(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条	(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条, 13条の2	事後	省令の改正に伴うものであり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
平成28年12月20日	「Ⅱ ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1」-「①法令上の根拠」	番号法第19条第7号別表第二第16項の2	番号法第19条第8号別表第二第16の2の項	事後	法改正による変更
平成28年12月20日	「Ⅱ ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2」	都道府県又は他市町村長	厚生労働省, 都道府県又は他市町村長	事後	法改正による変更
平成28年12月20日	「Ⅱ ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2」-「③提供する情報」	予防接種歴	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって, 主務省令で定めるもの	事後	法改正による変更
平成28年12月20日	「Ⅱ ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2」-「⑤提供する情報の対象となる本人の範囲」	新型インフルエンザ特別措置法による予防接種の接種履歴がある他市町村への転出者	接種対象者	事後	法改正による変更
平成28年12月20日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2 特定個人情報の入手」-「リスク3」-「入手の際の本人確認の措置の内容」の記載内容	個人番号カード	マイナンバー(個人番号)カード	事後	「マイナンバーカード」の呼称を使用するよう通知があったことに伴う修正であり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
平成28年12月20日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2 特定個人情報の入手」-「リスク3」-「個人番号の真正性確認の措置の内容」の記載内容	個人番号カード	マイナンバー(個人番号)カード	事後	「マイナンバーカード」の呼称を使用するよう通知があったことに伴う修正であり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月20日	「Ⅲ リスク対策(プロセス)」-「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「特定個人情報の提供ルール」-「委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法」に記載しているルールを示した基準	「情報システムの委託に関する管理基準」	「京都市情報セキュリティ対策基準」	事後	セキュリティに関する基準をまとめ直したことに伴う修正であり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
平成28年12月20日	「Ⅲリスク対策(プロセス)」-「6 情報提供ネットワークシステムとの接続」-「リスク2」-「リスクに対する措置の内容」に記載している中間サーバー設計の協議先	特定個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	事後	委員会の名称変更に伴う修正であり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
	「Ⅰ 基本情報」-「7評価実施機関における担当部署」-「①部署」の記載内容	保健福祉局 保健衛生推進室 保健医療課	保健福祉局 医療衛生推進室 健康安全課	事後	
	「Ⅰ 基本情報」-「7評価実施機関における担当部署」-「②所属長」の記載内容	保健医療課長 志摩 裕丈	健康安全課長	事後	
	「Ⅰ 基本情報」-「5個人番号の利用」-「法令上の根拠」	番号法第9条第1項 別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	番号法第9条第1項 別表第一 第10, 93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条, 第67条の2	事前	法改正による追記
	「Ⅰ 基本情報」-「6情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「②法令上の根拠」	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第16の2の項 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第16の2, 17, 18, 19項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条, 13条の2	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2, 115の2の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2, 第59条の2 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 第16の2, 17, 18, 19, 115の2の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2, 第59条の2	事前	法改正による追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅰ 基本情報」-「7評価実施機関における担当部署」-「①部署」	保健福祉局 医療衛生推進室 健康安全課	保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課	事前	組織改正による変更
	「Ⅰ 基本情報」-「7評価実施機関における担当」-「②所属長」	健康安全課長	医療衛生企画課長	事前	組織改正による変更
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」における「対象となる本人の数」	10万人以上100万人未満	100万人以上1,000万人未満	事前	法改正による対象者数の増
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「2基本情報」-「⑥事務担当部署」	京都市 保健福祉局 保健衛生推進室 保健医療課	保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課	事前	組織改正による変更
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3特定個人情報の入手・使用」-「① 入手元※評価実施期間内の他部署」	文化市民局地域自治推進室, 行財政局税務部, 保健福祉局生活福祉部地域福祉課	文化市民局地域自治推進室, 行財政局税務部, 保健福祉局生活福祉部生活福祉課	事前	組織改正による追記
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3特定個人情報の入手・使用」-「⑤本人への明示」	本人から入手する情報については, 使用目的を本人に明示した上で入手している。 庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは, 番号法別表第二の16の2, 17, 18, 19項にて明示されているとともに, 自己負担区分証明書の発行申請に当たって本人に口頭で説明を行う。	本人から入手する情報については, 使用目的を本人に明示した上で入手している。 庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは, 番号法別表第二の16の2, 17, 18, 19, 115の2の項にて明示されているとともに, 自己負担区分証明書の発行申請に当たって本人に口頭で説明を行う。	事前	法改正による追記
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3特定個人情報の入手・使用」-「⑦使用の主体」-「使用部署」	保健医療課, 各区保健センター, 各支所健康づくり推進室, 京北出張所保健担当	医療衛生企画課, 各区(各支所含む。)保健福祉センター, 京北出張所保健福祉担当	事前	組織改正による変更
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「5特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-「提供先1」-「①法律上の根拠」	番号法第19条第7号別表第二第16項の2	番号法第19条第8号別表第二 16の2の項	事前	規定整備
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「5特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-「提供先2」	—	内容追記	事前	法改正による追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅵ 評価実施手続」-「2 国民・住民等からの意見の聴取」-「①方法」	番号法第27条に基づき市民意見聴取を行う。実施に際しては、京都市インターネットホームページ、区役所及び支所、市情報公開コーナー、保健福祉局保健衛生推進室保健医療課において評価書を閲覧できるものとし、意見の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メールにより受け付けることとする。	番号法第27条に基づき市民意見聴取を行う。実施に際しては、京都市インターネットホームページ、区役所及び支所、市情報公開コーナーにおいて評価書を閲覧できるものとし、意見の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メールにより受け付けることとする。	事前	組織改正による変更
令和3年11月30日	「Ⅰ 基本情報」-「1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-「②事務の内容」の記載内容	—	(内容追記)特に、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、あわせて、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録や、予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。また、予防接種の実施後に、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月30日	「Ⅰ 基本情報」-「2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」-「システム2」	—	(内容追記) ワクチン接種記録システム(VRS)に関して追記	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	「Ⅰ 基本情報」-「5個人番号の利用」-「法令上の根拠」	—	(内容追記) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月30日	(別添1)事務の内容	—	(新設)	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3特定個人情報の入手・使用」-「②入手方法」	[その他] 住民基本台帳ネットワークシステム、本市共通システム基盤の情報提供機能	[その他] 住民基本台帳ネットワークシステム、本市共通システム基盤の情報提供機能、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3 特定個人情報の入手・使用」-「③ 入手の時期・頻度」	—	(内容追記) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3 特定個人情報の入手・使用」-「④ 入手に係る妥当性」	—	(内容追記) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・京都市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・京都市からの転出者について、転出先市区町村へ京都市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3 特定個人情報の入手・使用」-「⑤ 本人への明示」	本人から入手する情報については、使用目的を本人に明示した上で入手している。	・京都市への転入者を含めた本人から入手する情報については、使用目的を本人に明示し、同意を得た上で入手している。 ・被接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3 特定個人情報の入手・使用」-「⑧使用方法」	—	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・京都市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・京都市からの転出者について、転出先市区町村へ京都市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3 特定個人情報の入手・使用」-「⑧使用方法」-「情報の突合」	—	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 京都市からの転出者について、京都市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、京都市の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3 特定個人情報の入手・使用」-「⑧使用方法」-「情報の統計分析」	行っていない。	行わない。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「委託の有無」	1件	2件	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム（VRS）が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「委託の有無」-「委託事項2」	—	（新設）	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム（VRS）が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「5 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」-「提供・移転の有無」	1件	3件	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム（VRS）が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-「提供先3」	—	(新設)	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「6 特定個人情報の保管・消去」-「①保管場所」		(内容追記) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。 なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された京都市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「6 特定個人情報の保管・消去」-「③ 消去方法」	—	(内容追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月30日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	—	(内容追記) ワクチン接種記録システム(VRS)に関して追記	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」-「2特定個人情報の入 手」-「リスク1」	—	(内容追記) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務における追加措置> ・転入者本人からの個人番号の入手 京都市の転入者について、転出元市区町村へ 接種記録を照会するために、個人番号を入手す る際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認 同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号 法第16条に基づき、本人確認書類を確認する ことで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・転出先市区町村からの個人番号の入手 京都市からの転出者について、当市区町村で の接種記録を転出先市区町へ提供するため に、転出先市区町村から個人番号を入手する が、その際は、転出先市区町村において、本人 同意及び本人確認が行われた情報だけをワク チン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の 交付申請者からの個人番号の入手 被接種者について、新型コロナウイルス感染 症予防接種証明書の交付のために個人番号を 入手するのは、被接種者から接種証明書の交 付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第 16条に基づき、本人確認書類を確認すること で、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	事前実施が原則であるところ、 その時点では、ワクチン接種 記録システム(VRS)が構築中 であり、その詳細が国におい て検討中であったことから、特 定個人情報保護評価を行える 状況になかったこと、システム 構築後は、可及的速やかに当 該システムを活用し、迅速、か つ、正確な予防接種事務の遂 行を図ることが期待されている ことから、特定個人情報保護 評価を事前に実施することが 困難であるため。
令和3年11月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」-「2特定個人情報の入 手」-「リスク2」	—	(内容追記) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追 加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベ ースは、市区町村ごとに論理的に区分されてお り、他市区町村の領域からは、特定個人情報の 入手ができないようにアクセス制御している。	事後	事前実施が原則であるところ、 その時点では、ワクチン接種 記録システム(VRS)が構築中 であり、その詳細が国におい て検討中であったことから、特 定個人情報保護評価を行える 状況になかったこと、システム 構築後は、可及的速やかに当 該システムを活用し、迅速、か つ、正確な予防接種事務の遂 行を図ることが期待されている ことから、特定個人情報保護 評価を事前に実施することが 困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」-「2特定個人情報の入 手」-「リスク4」	—	(内容追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追 加措置＞ 入手する特定個人情報については、情報漏えい を防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	事後	事前実施が原則であるところ、 その時点では、ワクチン接種 記録システム(VRS)が構築中 であり、その詳細が国におい て検討中であったことから、特 定個人情報保護評価を行える 状況になかったこと、システム 構築後は、可及的速やかに当 該システムを活用し、迅速、か つ、正確な予防接種事務の遂 行を図ることが期待されている ことから、特定個人情報保護 評価を事前に実施することが 困難であるため。
令和3年11月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」-「2特定個人情報の入 手」-「特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステ ムを通じた入手を除く。）」に おけるその他のリスク及びその リスクに対する措置」	—	(内容追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追 加措置＞ 入手した特定個人情報については、限定された 端末を利用して国から配布されたユーザIDを使 用し、ログインした場合だけアクセスできるよう に制御している。	事後	事前実施が原則であるところ、 その時点では、ワクチン接種 記録システム(VRS)が構築中 であり、その詳細が国におい て検討中であったことから、特 定個人情報保護評価を行える 状況になかったこと、システム 構築後は、可及的速やかに当 該システムを活用し、迅速、か つ、正確な予防接種事務の遂 行を図ることが期待されている ことから、特定個人情報保護 評価を事前に実施することが 困難であるため。
令和3年11月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」-「3特定個人情報の使 用」-「リスク1」-「事務で使 用するその他のシステムにお ける措置の内容」	—	(内容追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追 加措置＞ 接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブ レット端末)からインターネット経由で ワクチン接 種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号 にはアクセスできないように制御している。	事後	事前実施が原則であるところ、 その時点では、ワクチン接種 記録システム(VRS)が構築中 であり、その詳細が国におい て検討中であったことから、特 定個人情報保護評価を行える 状況になかったこと、システム 構築後は、可及的速やかに当 該システムを活用し、迅速、か つ、正確な予防接種事務の遂 行を図ることが期待されている ことから、特定個人情報保護 評価を事前に実施することが 困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「3特定個人情報の使用」-「リスク2」-「ユーザ認証の管理」-「具体的な管理方法」	—	(内容追記) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「3特定個人情報の使用」-「リスク2」-「アクセス権限の発効・失効の管理」-「具体的な管理方法」	—	(内容追記) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「3特定個人情報の使用」-「リスク2」-「アクセス権限の管理」-「具体的な管理方法」	—	(内容追記) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」-「3特定個人情報の使用」-「リスク2」-「特定個人情報の使用の記録」-「具体的な方法」	—	(内容追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」-「3特定個人情報の使用」-「リスク4」-「リスクに対する措置の内容」	—	(内容追記) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 住民基本台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「3特定個人情報の使用」-「特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」	—	(内容追記) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・京都市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・京都市からの転出者について、京都市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「4特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「情報保護管理体制の確認」	—	(内容追記) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 京都市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」-「5特定個人情報の提 供・移転」-「リスク1」-「特定 個人情報の提供・移転の記 録」-「具体的な方法」	—	(内容追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追 加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区 町村への提供の記録を取得しており、委託業者 から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確 認をすることができる。	事後	事前実施が原則であるところ、 その時点では、ワクチン接種 記録システム(VRS)が構築中 であり、その詳細が国におい て検討中であったことから、特 定個人情報保護評価を行える 状況になかったこと、システム 構築後は、可及的速やかに当 該システムを活用し、迅速、か つ、正確な予防接種事務の遂 行を図ることが期待されている ことから、特定個人情報保護 評価を事前に実施することが 困難であるため。
令和3年11月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」-「5特定個人情報の提 供・移転」-「リスク2」-「リス クに対する措置の内容」	—	(内容追記) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区 町村から接種記録を入手するため、転出元市区 町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人 同意及び本人確認が行われた情報だけをワク チン接種記録システム(VRS)を用いて提供す る。	事後	事前実施が原則であるところ、 その時点では、ワクチン接種 記録システム(VRS)が構築中 であり、その詳細が国におい て検討中であったことから、特 定個人情報保護評価を行える 状況になかったこと、システム 構築後は、可及的速やかに当 該システムを活用し、迅速、か つ、正確な予防接種事務の遂 行を図ることが期待されている ことから、特定個人情報保護 評価を事前に実施することが 困難であるため。
令和3年11月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」-「5特定個人情報の提 供・移転」-「リスク3」-「リス クに対する措置の内容」	—	(内容追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追 加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 京都市への転入者について、転出元市区町村 から接種記録を入手するため、転出元市区町村 へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号 と共に転出元の市区町村コードを送信する。そ のため、仮に誤った市区町村コードを個人番号 と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村 では、該当者がいないため、誤った市区町村に 対して個人番号が提供されない仕組みとなっ ている。	事後	事前実施が原則であるところ、 その時点では、ワクチン接種 記録システム(VRS)が構築中 であり、その詳細が国におい て検討中であったことから、特 定個人情報保護評価を行える 状況になかったこと、システム 構築後は、可及的速やかに当 該システムを活用し、迅速、か つ、正確な予防接種事務の遂 行を図ることが期待されている ことから、特定個人情報保護 評価を事前に実施することが 困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」-「5特定個人情報の提 供・移転」-「特定個人情報の 提供・移転(委託や情報提供 ネットワークシステムを通じた 提供を除く。)におけるその他 のリスク及びそのリスクに対す る措置」	—	(内容追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追 加措置＞ ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG- WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に 限定している。具体的には、京都市への転入者 について、転出元市区町村での接種記録を 入手するために、転出元市区町村へ個人番号 と共に転出元の市区町村コードを提供する場面 に限定している。	事後	事前実施が原則であるところ、 その時点では、ワクチン接種 記録システム(VRS)が構築中 であり、その詳細が国におい て検討中であったことから、特 定個人情報保護評価を行える 状況になかったこと、システム 構築後は、可及的速やかに当 該システムを活用し、迅速、か つ、正確な予防接種事務の遂 行を図ることが期待されている ことから、特定個人情報保護 評価を事前に実施することが 困難であるため。
令和3年11月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」-「7特定個人情報の保 管・消去」-「リスク1」-「⑤物 理的対策」-「具体的な対策 の内容」	—	(内容追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措 置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人 情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政 府機関等の情報セキュリティ対策のための統一 基準群に準拠した開発・運用がされており、情 報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の 適切な取扱いに関するガイドラインで求める 物理的対策を満たしている。主に以下の物理的 対策を講じている。 ・ サーバ設置場所等への入退室記録管理、施 錠管理 ・ 日本国内にデータセンターが存在するクラウド サービスを利用している。	事後	事前実施が原則であるところ、 その時点では、ワクチン接種 記録システム(VRS)が構築中 であり、その詳細が国におい て検討中であったことから、特 定個人情報保護評価を行える 状況になかったこと、システム 構築後は、可及的速やかに当 該システムを活用し、迅速、か つ、正確な予防接種事務の遂 行を図ることが期待されている ことから、特定個人情報保護 評価を事前に実施することが 困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」-「7特定個人情報の保 管・消去」-「リスク1」-「⑥技 術的対策」-「具体的な対策 の内容」	—	(内容追記) <ワクチン接種記録システム(VRS)における措 置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人 情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政 府機関等の情報セキュリティ対策のための統一 基準群に準拠した開発・運用がされており、情 報セキュリティの国際規格を取得しているクラウ ドサービスを利用しているため、特定個人情報 の適切な取扱いに関するガイドラインで求める 技術的対策を満たしている。主に以下の技術的 対策を講じている。 ・ 論理的に区分された当市区町村の領域に データを保管する。 ・ 当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・ 個人番号が含まれる領域はインターネットか らアクセスできないように制御している。 ・ 国、都道府県からは特定個人情報にアクセ スできないように制御している。 ・ 当該システムへの不正アクセスの防止のた め、外部からの侵入検知・通知機能を備えてい る。 ・ LG-WAN端末とワクチン接種記録システムと の通信は暗号化を行うことにより、通信内容の 秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	事前実施が原則であるところ、 その時点では、ワクチン接種 記録システム(VRS)が構築中 であり、その詳細が国におい て検討中であったことから、特 定個人情報保護評価を行える 状況になかったこと、システム 構築後は、可及的速やかに当 該システムを活用し、迅速、か つ、正確な予防接種事務の遂 行を図ることが期待されている ことから、特定個人情報保護 評価を事前に実施することが 困難であるため。
令和3年11月30日	「Ⅳその他のリスク対策」-「① 自己点検」-「具体的なチェッ ク方法」	—	(内容追記) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発 出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意 のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切 に職員等の当該システムの利用を管理し、必要 な監督をする。	事後	事前実施が原則であるところ、 その時点では、ワクチン接種 記録システム(VRS)が構築中 であり、その詳細が国におい て検討中であったことから、特 定個人情報保護評価を行える 状況になかったこと、システム 構築後は、可及的速やかに当 該システムを活用し、迅速、か つ、正確な予防接種事務の遂 行を図ることが期待されている ことから、特定個人情報保護 評価を事前に実施することが 困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	「Ⅳその他のリスク対策」-「② 監査」-「具体的な内容」	—	(内容追記) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発 出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意 のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切 に職員等の当該システムの利用を管理し、必要 な監督をする。	事後	事前実施が原則であるところ、 その時点では、ワクチン接種 記録システム(VRS)が構築中 であり、その詳細が国におい て検討中であったことから、特 定個人情報保護評価を行える 状況になかったこと、システム 構築後は、可及的速やかに当 該システムを活用し、迅速、か つ、正確な予防接種事務の遂 行を図ることが期待されている ことから、特定個人情報保護 評価を事前に実施することが 困難であるため。
令和3年11月30日	「Ⅳその他のリスク対策」-「2 従業者に対する教育・啓発」- 「具体的な方法」	—	(内容追記) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発 出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意 のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切 に職員等の当該システムの利用を管理し、必要 な指導をする。	事後	事前実施が原則であるところ、 その時点では、ワクチン接種 記録システム(VRS)が構築中 であり、その詳細が国におい て検討中であったことから、特 定個人情報保護評価を行える 状況になかったこと、システム 構築後は、可及的速やかに当 該システムを活用し、迅速、か つ、正確な予防接種事務の遂 行を図ることが期待されている ことから、特定個人情報保護 評価を事前に実施することが 困難であるため。
令和3年11月30日	「Ⅳその他のリスク対策」-「3 その他のリスク対策」	—	(内容追記) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発 出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意 のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8 条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村 の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、 万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切 な対応をとることができる体制を構築する。	事後	事前実施が原則であるところ、 その時点では、ワクチン接種 記録システム(VRS)が構築中 であり、その詳細が国におい て検討中であったことから、特 定個人情報保護評価を行える 状況になかったこと、システム 構築後は、可及的速やかに当 該システムを活用し、迅速、か つ、正確な予防接種事務の遂 行を図ることが期待されている ことから、特定個人情報保護 評価を事前に実施することが 困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	V開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	京都市保健福祉局医療衛生推進室健康安全課 〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る 柳八幡町65番地 京都朝日ビル7階 TEL 075-222-4421	○予防接種法(コロナワクチン以外)関連 京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る 柳八幡町65番地 京都朝日ビル7階 TEL 075-222-4421 ○予防接種法(コロナワクチン)関連 京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上 本能寺前町488 TEL 075-222-3423 ○インフル特措法関連 京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る 柳八幡町65番地 京都朝日ビル2階 TEL 075-222-4244	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和5年2月24日	「Ⅰ 基本情報」-「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」-「システム2」	(追記)	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月24日	「別添1」	(追記)	(以下の事項を反映した図表を追記) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付、電子交付アプリを利用した接種証明書の電子申請受付・電子交付に関する事項。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和5年2月24日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3 特定個人情報の入手」 -「②入手方法」	[○]その他（住民基本台帳ネットワークシステム、本市共通システム基盤の情報提供機能、ワクチン接種記録システム(VRS)）	[○]その他（住民基本台帳ネットワークシステム、本市共通システム基盤の情報提供機能、ワクチン接種記録システム(VRS)（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。））	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和5年2月24日	同一「③入手の時期・頻度」	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度（転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ） ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月24日	同一「④入手に係る妥当性」	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・京都市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・京都市からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・京都市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・京都市からの転出者について、転出先市区町村へ京都市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和5年2月24日	同一「⑤本人への明示」	(追記)	・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和5年2月24日	同一「⑧使用方法」	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・京都市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・京都市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月24日	同一「⑧使用方法」－「情報の突合」	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 京都市からの転出者について、京都市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。（転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。）	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 京都市からの転出者について、京都市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、京都市の接種記録と突合する。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和5年2月24日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託の有無※」	2件	3件	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和5年2月24日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託事項1」－「⑥委託先名」	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月24日	同一「委託事項2」	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和5年2月24日	同一「委託事項2」-「①委託内容」	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和5年2月24日	同一「委託事項2」-「①委託内容」-「その妥当性」	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月24日	同一「委託事項2」-「④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法」	[○]その他（LG-WAN回線を用いた提供）	[○]その他（LG-WAN回線を用いた提供（VRS本体）、本人からの電子交付アプリを用いた提供（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能））	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和5年2月24日	委託項目3	(追記)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の記録の入力等に関する業務の委託について追記。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和5年2月24日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」-「提供先3」-「③提供する情報」	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	市区町村コード及び転入者の個人番号	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月24日	同一「⑥提供方法」	[O]その他（ワクチン接種記録システム(VRS)）	[O]その他（LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)）	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和5年2月24日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「6 特定個人情報の保管・消去」-「①保管場所」	(追記)	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和5年2月24日	「別添2」	07 接種回(1回目/2回目)	07 接種回(1回目/2回目/3回目)	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月24日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」―「2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）」―「リスク1： 目的外の入手が行われるリスク」―「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・転入者本人からの個人番号の入手 京都市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・転出先市区町村からの個人番号の入手 京都市からの転出者について、京都市での接種記録を転出先市区町へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・転入者本人からの個人番号の入手 京都市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・他市区町村からの個人番号の入手 京都市からの転出者について、京都市での接種記録を転出先市区町へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和5年2月24日	同	(追記)	・転出元市区町村からの接種記録の入手 京都市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、京都市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月24日	同一「必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容」	(追記)	<ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和5年2月24日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」―「2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）」―「リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク」―「リスクに対する措置の内容」	(追記)	<ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和5年2月24日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」―「2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）」―「リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク」―「入手の際の本人確認の措置の内容」	(追記)	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月24日	同一「特定個人情報の正確性確保の措置の内容」	(追記)	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和5年2月24日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」―「2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）」―「リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」―「リスクに対する措置の内容」	(追記)	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和5年2月24日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」―「3. 特定個人情報の使用」―「特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・京都市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・京都市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月24日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」－「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「情報保護管理体制の確認」	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 京都市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 京都市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和5年2月24日	同	(追記)	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和5年2月24日	同	(追記)	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の記録の入力等に関する業務については、業務仕様書に記載のある「個人情報の取扱いについて」の内容を遵守することを前提に業者に委託するとともに、委託先が記載内容を引き続き満たしていることを適時確認する。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月24日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」―「5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）」―「リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク」―「リスクに対する措置の内容」	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 京都市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 京都市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和5年2月24日	同	(追記)	転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、京都市において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和5年2月24日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」―「5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）」―「リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク」―「リスクに対する措置の内容」	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 京都市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 京都市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月24日	同一「特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。))におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報を提供する場면을必要最小限に限定している。具体的には、京都市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報を提供する場면을必要最小限に限定している。具体的には、京都市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和5年2月24日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」―「7. 特定個人情報の保管・消去」―「⑥技術的対策」―「具体的な対策の内容」	(追記)	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種対象者の早期接種の実現が期待されており、速やかに当取組を推進することが求められていたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和5年2月24日	「Ⅳ その他のリスク対策」	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月24日	「Ⅰ 基本情報」―「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」―「システム2」	(追記)	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	事前実施が原則であるところ、コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、国民のきめ細やかなニーズに対応し、市町村窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があり、速やかに当取組を推進することが求められたことから、特定個人情報保護評価を事前実施することが困難であったため。
令和5年2月24日	「別添1」	(追記)	(新型コロナウイルスワクチン予防接種業務について、以下の事項を反映した図表を追記) ・新型コロナウイルス感染証予防接種証明書のコンビニ交付の実施に関する事項。	事後	事前実施が原則であるところ、コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、国民のきめ細やかなニーズに対応し、市町村窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があり、速やかに当取組を推進することが求められたことから、特定個人情報保護評価を事前実施することが困難であったため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月24日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」―「3 特定個人情報の入手」 ―「②入手方法」	[○]その他（住民基本台帳ネットワークシステム、本市共通システム基盤の情報提供機能、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）	[○]その他（住民基本台帳ネットワークシステム、本市共通システム基盤の情報提供機能、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム）	事後	事前実施が原則であるところ、コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、国民のきめ細やかなニーズに対応し、市町村窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があり、速やかに当取組を推進することが求められたことから、特定個人情報保護評価を事前実施することが困難であったため。
令和5年2月24日	同一「⑤本人への明示」	・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	事前実施が原則であるところ、コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、国民のきめ細やかなニーズに対応し、市町村窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があり、速やかに当取組を推進することが求められたことから、特定個人情報保護評価を事前実施することが困難であったため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月24日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」―「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」―「委託事項2」	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	事前実施が原則であるところ、コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、国民のきめ細やかなニーズに対応し、市町村窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があり、速やかに当取組を推進することが求められたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であったため。
令和5年2月24日	同一「①委託内容」	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	事前実施が原則であるところ、コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、国民のきめ細やかなニーズに対応し、市町村窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があり、速やかに当取組を推進することが求められたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であったため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月24日	同一「②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」 ー「その妥当性」	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	事前実施が原則であるところ、コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、国民のきめ細やかなニーズに対応し、市町村窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があり、速やかに当取組を推進することが求められたことから、特定個人情報保護評価を事前実施することが困難であったため。
令和5年2月24日	同一「④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法」	[○]その他 (LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	[○]その他 (LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	事前実施が原則であるところ、コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、国民のきめ細やかなニーズに対応し、市町村窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があり、速やかに当取組を推進することが求められたことから、特定個人情報保護評価を事前実施することが困難であったため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月24日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「6 特定個人情報の保管・消去」-「①保管場所」	(追記)	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	事前実施が原則であるところ、コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、国民のきめ細やかなニーズに対応し、市町村窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があり、速やかに当取組を推進することが求められたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であったため。
令和5年2月24日	(別添2)ファイル記録項目	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 07 接種回(1回目/2回目/3回目)	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 07 接種回(1回目/2回目/3回目/4回目)	事後	
令和5年2月24日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)」-「リスク1:目的外の入手が行われるリスク」-「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	事前実施が原則であるところ、コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、国民のきめ細やかなニーズに対応し、市町村窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があり、速やかに当取組を推進することが求められたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であったため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月24日	同一「必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容」	<ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	<ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	事前実施が原則であるところ、コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、国民のきめ細やかなニーズに対応し、市町村窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があり、速やかに当取組を推進することが求められたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であったため。
令和5年2月24日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」―「2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）」―「リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク」―「リスクに対する措置の内容」	(追記)	<ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	事前実施が原則であるところ、コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、国民のきめ細やかなニーズに対応し、市町村窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があり、速やかに当取組を推進することが求められたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であったため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月24日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」―「2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）」―「リスク3: 入手した特定個人情報の不正確であるリスク」―「入手の際の本人確認の措置の内容」	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	事前実施が原則であるところ、コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、国民のきめ細やかなニーズに対応し、市町村窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要がある、速やかに当取組を推進することが求められたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であったため。
令和5年2月24日	同一「特定個人情報の正確性確保の措置の内容」	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	事前実施が原則であるところ、コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、国民のきめ細やかなニーズに対応し、市町村窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要がある、速やかに当取組を推進することが求められたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であったため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月24日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」－「2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）」－「リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」－「リスクに対する措置の内容」	(追記)	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事後	事前実施が原則であるところ、コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、国民のきめ細やかなニーズに対応し、市町村窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要がある、速やかに当取組を推進することが求められたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であったため。
令和5年2月24日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」－「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「情報保護管理体制の確認」	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 京都市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 京都市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。	事後	事前実施が原則であるところ、コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、国民のきめ細やかなニーズに対応し、市町村窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要がある、速やかに当取組を推進することが求められたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であったため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月24日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」-「7. 特定個人情報の 保管・消去」-「⑥技術的対 策」-「具体的な対策の内容」	(追記)	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・ 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・ キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	事前実施が原則であるところ、コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、国民のきめ細やかなニーズに対応し、市町村窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要がある、速やかに当取組を推進することが求められたことから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であったため。
令和5年2月24日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「委託事項3」-「⑥委託先名」	京都市新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る事務処理等業務コンソーシアム (代表者 日本トータルテレマーケティング株式会社)	令和4年3月31日まで 京都市新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る事務処理等業務コンソーシアム (代表者 日本トータルテレマーケティング株式会社) 令和5年4月1日以降 京都市新型コロナワクチン接種券再発行等事務処理業務コンソーシアム (代表者 株式会社JTB)	事前	
令和6年4月30日	「Ⅰ 基本情報」-「1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-「②事務の内容 ※」	予防接種は、疾病に対して免疫の効果を得させるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種することにより、疾病の蔓延防止を最も効果的に行う手法である。予防接種法に基づき、各自治体が予防接種事務を実施している。 特に、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、あわせて、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録や、予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。また、予防接種の実施後に、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種は、疾病に対して免疫の効果を得させるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種することにより、疾病の蔓延防止を最も効果的に行う手法である。予防接種法に基づき、各自治体が予防接種事務を実施している。 特に、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、あわせて、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録や、予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理を行う。また、予防接種の実施後に、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月30日	「Ⅰ 基本情報」－「2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」において使用するシステム－「システム1」－「②システムの機能」	予防接種は住民情報を適切に把握できない場合、定められた容量や回数を接種できない、あるいは接種しすぎる可能性がある。そのため、同システムにより接種者の住民情報を適切に把握する必要がある。 また、高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌の2種については、個人予防に重点をおくB類疾病であるため、自己負担額を徴収しているが、低所得者対策として接種料金の軽減措置を行っている。軽減措置のためには、所得の把握が必要であるため、同システムにより税情報及び生活保護情報を的確に把握し、軽減措置を行っている。	予防接種は住民情報を適切に把握できない場合、定められた容量や回数を接種できない、あるいは接種しすぎる可能性がある。そのため、同システムにより接種者の住民情報を適切に把握する必要がある。 また、高齢者肺炎球菌については、自己負担額を徴収しているが、低所得者対策として接種料金の軽減措置を行っている。軽減措置のためには、所得の把握が必要であるため、同システムにより税情報を的確に把握し、軽減措置を行っている。	事前	高齢者インフルエンザ予防接種における自己負担区分証明書発行業務の廃止に係る修正
令和6年4月30日	「Ⅰ 基本情報」－「2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」において使用するシステム－「システム2」－「②システムの機能」	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正
令和6年4月30日	「Ⅰ 基本情報」－「4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由」－「①事務実施上の必要性」	定期接種においては、適切な期間及び接種量で接種しなければ効果が十分に得られないため、本人の接種履歴を適切に把握しておく必要があり、そのためには住基情報との突合を行わなければならない。本人の情報が確認できないため、適切な接種履歴の管理が行えない。また、個人予防に重点をおいたB類疾病である高齢者インフルエンザと高齢者肺炎球菌については自己負担額を徴収しているが、所得に応じて軽減区分があり、その自己負担区分証明書の発行処理において、申請者の所得及び生活保護情報並びに申請者の住基情報を確認し、適正な証明書発行業務を行う必要がある。	定期接種においては、適切な期間及び接種量で接種しなければ効果が十分に得られないため、本人の接種履歴を適切に把握しておく必要があり、そのためには住基情報との突合を行わなければならない。本人の情報が確認できないため、適切な接種履歴の管理が行えない。また、高齢者肺炎球菌については自己負担額を徴収しているが、所得に応じて軽減区分があり、その自己負担区分証明書の発行処理において、申請者の所得及び住基情報を確認し、適正な証明書発行業務を行う必要がある。	事前	高齢者インフルエンザ予防接種における自己負担区分証明書発行業務の廃止に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月30日	「I 基本情報」-「5 個人番号の利用 ※」-「法令上の根拠」	・番号法第9条第1項 別表第一 第10、93の2の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	・番号法第9条第1項 別表第一 第10、93の2の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正
令和6年4月30日	「別添1」	【予防接種業務】高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌	【予防接種業務】高齢者肺炎球菌	事前	高齢者インフルエンザ予防接種における自己負担区分証明書発行業務の廃止に係る修正
令和6年4月30日	「別添1」	(備考) 【予防接種業務】高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌(ただし、インフルエンザについては①及び②は行わない) ①他自治体から転入してきた方の予防接種履歴について、情報提供ネットワークを通じて接種履歴の把握を行う(個別通知の基礎資料となる)。 ②①に加え、住基情報を基に予防接種法に基づく対象者宛に個別通知を行う。 ③個別通知を受け取った申請者(予防接種対象者)から、自己負担金確認申請を受領する。自己負担金について、税務オンラインシステム及び生活保護システムに照会し、自己負担区分を確認する。 ④他の市区町村課税の場合、情報提供ネットワークシステムを通じて、他都市に照会し、申請者の地方税情報(所得情報)を把握し、それに基づく自己負担額を確認する。なお、他都市の生活保護受給者については、③の申請の際、受給証明書を提出してもらう。 ⑤必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、他都市に照会し、個人番号等を確認し、入力する。 (下に続く)	(備考) 【予防接種業務】高齢者肺炎球菌 ①他自治体から転入してきた方の予防接種履歴について、情報提供ネットワークを通じて接種履歴の把握を行う(個別通知の基礎資料となる)。 ②①に加え、住基情報を基に予防接種法に基づく対象者宛に個別通知を行う。 ③個別通知を受け取った申請者(予防接種対象者)から、自己負担金確認申請を受領する。自己負担金について、税務オンラインシステム及び生活保護システムに照会し、自己負担区分を確認する。 ④他の市区町村課税の場合、情報提供ネットワークシステムを通じて、他都市に照会し、申請者の地方税情報(所得情報)を把握し、それに基づく自己負担額を確認する。 ⑤必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、他都市に照会し、個人番号等を確認し、入力する。 (下に続く)	事前	高齢者インフルエンザ予防接種における自己負担区分証明書発行業務の廃止に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月30日	(同上)	(上からの続き) ⑥確認結果に基づく証明書を発行し、対象者宛に通知する。 ⑦申請者が予防接種協力医療機関に受診する。 ⑧予防接種協力医療機関にて対象者が予防接種を受ける。 ⑨接種を実施した予防接種協力医療機関が、京都府国民保険団体連合会に接種報告及び対象者の接種記録及び請求書を提出する。 ⑩京都府国民保険団体連合会が、当該接種について審査を行い、その結果報告及び請求を京都市に行う。 ⑪請求に基づき、京都府国民保険団体連合会に支払いを行う。 ⑫保健医療システムに接種記録を記録し、厚生労働省宛に事業の実施報告を行う。	(上からの続き) ⑥確認結果に基づく証明書を発行し、対象者宛に通知する。 ⑦申請者が予防接種協力医療機関に受診する。 ⑧予防接種協力医療機関にて対象者が予防接種を受ける。 ⑨接種を実施した予防接種協力医療機関が、京都府国民保険団体連合会に接種報告及び対象者の接種記録及び請求書を提出する。 ⑩京都府国民保険団体連合会が、当該接種について審査を行い、その結果報告及び請求を京都市に行う。 ⑪請求に基づき、京都府国民保険団体連合会に支払いを行う。 ⑫保健医療システムに接種記録を記録し、厚生労働省宛に事業の実施報告を行う。	事前	(同上)
令和6年4月30日	「別添1」	④(新型コロナワクチン接種事業について、以下の事項を示した図表) 他市町村からの照会に応じて接種記録を提供	(削除)	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正
令和6年4月30日	「別添1」	⑤(新型コロナワクチン接種事業について、以下の事項を示した図表) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付アプリ	(削除)	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正
令和6年4月30日	「別添1」	⑥(新型コロナワクチン接種事業について、以下の事項を示した図表) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付	(削除)	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月30日	「別添1」	(備考) 【新型コロナウイルスワクチン予防接種業務】 ①接種記録の取扱 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、必要に応じて旅券関係情報を入力して、交付する。 ※ 被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②特定個人情報ファイル(CSVファイル)の登録 個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別) ③AI-OCR処理 接種券上のOCRラインを読み込み・送信 ④他市町村からの照会に応じて接種記録を提供 ⑤被接種者について、アプリで新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、アプリにおいて個人番号を入手し、被接種者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会する。接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報等、その他の情報と合わせて、接種証明書としてアプリ上に表示する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す。))。 (下に続く)	(備考) 【新型コロナウイルスワクチン予防接種業務】 ①接種記録の取扱 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、必要に応じて旅券関係情報を入力して、交付する。 ※ 被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②特定個人情報ファイル(CSVファイル)の登録 個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別) ③接種記録の登録	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正
令和6年4月30日	(同上)	(上からの続き) ⑥接種者について、コンビニエンスストア等のキオスク端末で新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、キオスク端末から個人番号を入手し、地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターシステムを経由して、接種者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会する。 接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報(※)等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてキオスク端末から交付する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)。 ※旅券関係情報については、過去の接種証明書の発行履歴に記録された情報を接種証明書に表示。	(同上)	事前	(同上)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」―「3 特定個人情報の入手・使用」―「②入手方法」	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、本市共通システム基盤の情報提供機能、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、本市共通システム基盤の情報提供機能、ワクチン接種記録システム(VRS))	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」―「3 特定個人情報の入手・使用」―「③入手の時期・頻度」	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」―「3 特定個人情報の入手・使用」―「④入手に係る妥当性」	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・京都市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・京都市からの転出者について、転出先市区町村へ京都市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」―「3 特定個人情報の入手・使用」―「⑤本人への明示」	・京都市への転入者を含めた本人から入手する情報については、使用目的を本人に明示し、同意を得た上で入手している。 ・被接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。 ・市内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項にて明示されているとともに、自己負担区分証明書の発行申請に当たって本人に口頭で説明を行う。	・被接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・市内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項にて明示されているとともに、自己負担区分証明書の発行申請に当たって本人に口頭で説明を行う。	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム（VRS）の対応等について（その2）」に係る修正
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」―「3 特定個人情報の入手・使用」―「⑧使用方法 ※」	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・京都市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・京都市からの転出者について、転出先市区町村へ京都市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム（VRS）の対応等について（その2）」に係る修正
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」―「3 特定個人情報の入手・使用」―「⑧使用方法 ※」―「情報の突合 ※」	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 京都市からの転出者について、京都市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、京都市の接種記録と突合する。	(削除)	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム（VRS）の対応等について（その2）」に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託の有無 ※」	[委託する] (3)件	[委託する] (2)件	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の記録の入力等に関する業務の委託終了に伴う修正
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託事項2」	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託事項2」－「①委託内容」	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託事項2」－「②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」－「その妥当性」	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託事項2」－「④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法」	[○]その他 (LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	[○]その他(LG-WAN回線を用いた提供)	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託事項3」	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の記録の入力等に関する業務	(削除)	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の記録の入力等に関する業務の委託終了に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託事項3」－「①委託内容」	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の記録の情報の保健医療システム及びワクチン接種記録システム（VRS）への入力業務 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の記録の情報の管理、接種記録の照会、確認業務	(削除)	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の記録の入力等に関する業務の委託終了に伴う修正
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託事項3」－「②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」	特定個人情報ファイルの全体	(削除)	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の記録の入力等に関する業務の委託終了に伴う修正
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託事項3」－「②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」－「対象となる本人の数」	100万人以上1,000万人未満	(削除)	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の記録の入力等に関する業務の委託終了に伴う修正
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託事項3」－「②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」－「対象となる本人の範囲 ※」	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	(削除)	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の記録の入力等に関する業務の委託終了に伴う修正
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託事項3」－「②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」－「その妥当性」	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務を円滑に進めるために業務の委託が必要のため。	(削除)	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の記録の入力等に関する業務の委託終了に伴う修正
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託事項3」－「③委託先における取扱者数」	10人以上50人未満	(削除)	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の記録の入力等に関する業務の委託終了に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託事項3」－「④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法」	[○]その他(庁舎内にてシステム機器を直接操作)	(削除)	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の記録の入力等に関する業務の委託終了に伴う修正
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託事項3」－「⑤委託先名の確認方法」	ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。	(削除)	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の記録の入力等に関する業務の委託終了に伴う修正
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託事項3」－「⑥委託先名」	令和4年3月31日まで 京都市新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る事務処理等業務コンソーシアム (代表者 日本トータルテレマーケティング株式会社) 令和5年4月1日以降	(削除)	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の記録の入力等に関する業務の委託終了に伴う修正
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託事項3」－「再委託」－「⑦再委託の有無 ※」	再委託しない	(削除)	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の記録の入力等に関する業務の委託終了に伴う修正
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」－「提供・移転の有無」	[○]提供を行っている(3件)	[○]提供を行っている(2件)	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」－「提供先3」	市区町村長	(削除)	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」－「提供先3」－「①法令上の根拠」	番号法第19条第16号	(削除)	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」―「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」―「提供先3」―「②提供先における用途」	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	(削除)	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」―「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」―「提供先3」―「③提供する情報」	市区町村コード及び転入者の個人番号	(削除)	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」―「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」―「提供先3」―「④提供する情報の対象となる本人の数」	100万人以上1,000万人未満	(削除)	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」―「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」―「提供先3」―「⑤提供する情報の対象となる本人の範囲」	「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ	(削除)	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」―「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」―「提供先3」―「⑥提供方法」	[○]その他 (LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体))	(削除)	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」―「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」―「提供先3」―「⑦時期・頻度」	京都市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	(削除)	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「6 特定個人情報の保管・消去」-「①保管場所※」	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。 なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された京都市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。 なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された京都市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正
令和6年4月30日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 07 接種回(1回目/2回目/3回目/4回目)	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 07 接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目/6回目/7回目)	事前	追加接種が実施されたことに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月30日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」―「2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)」―「リスク1: 目的外の入手が行われるリスク」―「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 ・転入者本人からの個人番号の入手 京都市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・他市区町村からの個人番号の入手 京都市からの転出者について、京都市での接種記録を転出先市区町へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ・転出元市区町村からの接種記録の入手 京都市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、京都市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 (下に続く)	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、被接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正
令和6年4月30日	(同上)	(上からの続き) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、被接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	(同上)	事前	(同上)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月30日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」―「2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)」―「リスク1:目的外の入手が行われるリスク」―「必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容」	<ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	(削除)	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正
令和6年4月30日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」―「2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)」―「リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク」―「リスクに対する措置の内容」	<窓口・郵送での入手> ・自己負担区分証明書の発行申請においては京都市インフルエンザ予防接種個別接種実施要領第4条の規定に基づき、書面にて本人あるいは代理人による申請のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。 <システムを通じた入手> ・システムを通じた入手については、システムを利用する必要がある職員を特定し、認証カード及びパスワードによる認証を実施する。また、利用機能の認可機能により、当該職員がシステム上で参照できる情報を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。	<窓口・郵送での入手> ・自己負担区分証明書の発行申請においては、書面にて本人あるいは代理人による申請のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。 <システムを通じた入手> ・システムを通じた入手については、システムを利用する必要がある職員を特定し、認証カード及びパスワードによる認証を実施する。また、利用機能の認可機能により、当該職員がシステム上で参照できる情報を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。	事前	京都市インフルエンザ予防接種個別接種実施要領の廃止に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月30日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)」-「リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク」-「リスクに対する措置の内容」	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正
令和6年4月30日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)」-「リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク」-「入手の際の本人確認の措置の内容」	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	(削除)	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月30日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」―「2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)」―「リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク」―「特定個人情報の正確性確保の措置の内容」	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	(削除)	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正
令和6年4月30日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」―「2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)」―「リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」―「リスクに対する措置の内容」	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月30日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」―「3 特定個人情報の使用」―「リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク」―「事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容」	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	(削除)	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正
令和6年4月30日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」―「3 特定個人情報の使用」―「リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」―「特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・京都市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・京都市からの転出者について、京都市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①特定個人情報を使用する場面を新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合の接種記録の照会に限定している。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月30日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」－「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「情報保護管理体制の確認」	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・京都市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の記録の入力等に関する業務については、業務仕様書に記載のある「個人情報の取扱いについて」の内容を遵守することを前提に業者に委託するとともに、委託先が記載内容を引き続き満たしていることを適時確認する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・京都市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の記録の入力等に関する業務の委託終了」に伴う修正
令和6年4月30日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」－「5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)」－「リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク」－「特定個人情報の提供・移転の記録」－「具体的な方法」	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	(削除)	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月30日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」―「5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)」―「リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク」―「リスクに対する措置の内容」	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 京都市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、京都市において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	(削除)	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正
令和6年4月30日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」―「5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)」―「リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク」―「リスクに対する措置の内容」	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 京都市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。	(削除)	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正
令和6年4月30日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」―「5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)」―「リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク」―「特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。))におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、京都市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	(削除)	事前	令和6年2月13日付け事務連絡「令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2)」に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月30日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」-「7 特定個人情報の 保管・消去」-「リスク1: 特定 個人情報の漏えい・滅失・毀 損リスク」-「⑥技術的対策」 -「具体的な対策の内容」	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措 置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人 情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政 府機関等の情報セキュリティ対策のための統一 基準群に準拠した開発・運用がされており、情 報セキュリティの国際規格を取得しているクラウ ドサービスを利用しているため、特定個人情報 の適切な取扱いに関するガイドラインで求める 技術的対策を満たしている。主に以下の技術的 対策を講じている。 ・論理的に区分された京都市の領域にデータを 保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットから アクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセス できないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のた め、外部からの侵入検知・通知機能を備えてい る。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの 通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘 匿及び盗聴防止の対応をしている。 (下に続く)	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措 置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人 情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政 府機関等の情報セキュリティ対策のための統一 基準群に準拠した開発・運用がされており、情 報セキュリティの国際規格を取得しているクラウ ドサービスを利用しているため、特定個人情報 の適切な取扱いに関するガイドラインで求める 技術的対策を満たしている。主に以下の技術的 対策を講じている。 ・論理的に区分された京都市の領域にデータ を保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットから アクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセス できないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のた め、外部からの侵入検知・通知機能を備えてい る。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの 通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘 匿及び盗聴防止の対応をしている。	事前	令和6年2月13日付け事務連 絡「令和6年度以降のワクチン 接種記録システム(VRS)の対 応等について(その2)」に係 る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月30日	(同上)	(上からの続き) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	(同上)	事前	(同上)
令和6年4月30日	「V 開示請求、問合せ」-「2 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ」-「①連絡先」	○予防接種法(コロナワクチン以外)関連 京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル7階 TEL 075-222-4421 ○予防接種法(コロナワクチン)関連 京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 TEL 075-222-3423 ○インフル特措法関連 京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル2階 TEL 075-222-4244	○予防接種法(コロナワクチン以外)、インフル特措法関連 京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 TEL 075-222-4421 ○予防接種法(コロナワクチン)関連 京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 TEL 075-222-3423	事前	組織改正に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月30日	「I 基本情報」-「5 個人番号の利用」-「法令上の根拠」	・番号法第9条第1項 別表第一 第10、93の2の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	・番号法第9条第1項 別表 第14の項、第126の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事後	令和6年5月27日付けで、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48)」の施行、及び関連施行令の施行が行われたことに伴う修正。
令和6年6月30日	「I 基本情報」-「6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「② 法令上の根拠」	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、115の2の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第59条の2 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 第16の2、17、18、19、115の2の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	1 情報提供の根拠 番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令《第2条の表の項番》25、26、153、154の項 2 情報照会の根拠 番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令《第2条の表の項番》25、27、28、29、153の項	事後	令和6年5月27日付けで、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48)」の施行、及び関連施行令の施行が行われたことに伴う修正。
令和6年6月30日	「II ファイルの概要」-「3 特定個人情報の入手・使用」-「⑤ 本人への明示」	・被接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項にて明示されているとともに、自己負担区分証明書の発行申請に当たって本人に口頭で説明を行う。	・被接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の第2条の表の25、27、28、29、153の項にて明示されているとともに、自己負担区分証明書の発行申請に当たって本人に口頭で説明を行う。	事後	令和6年5月27日付けで、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48)」の施行、及び関連施行令の施行が行われたことに伴う修正。
令和6年6月30日	「II ファイルの概要」-「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-「提供先1」	都道府県又は他市町村	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表の25、26の項に定める情報照会者	事後	令和6年5月27日付けで、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48)」の施行、及び関連施行令の施行が行われたことに伴う修正。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月30日	「Ⅱ ファイルの概要」－「5 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」－「提供先1」－「① 法令上の根拠」	番号法第19条第8号別表第二第 16の2の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表の25、26の項	事後	令和6年5月27日付けで、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48）」の施行、及び関連施行令の施行が行われたことに伴う修正。
令和6年6月30日	「Ⅱ ファイルの概要」－「5 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」－「提供先2」	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表の153、154の項に定める情報照会者	事後	令和6年5月27日付けで、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48）」の施行、及び関連施行令の施行が行われたことに伴う修正。
令和6年6月30日	「Ⅱ ファイルの概要」－「5 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」－「提供先2」－「① 法令上の根拠」	番号法第19条第8号別表第二第115の2の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表の153、154の項	事後	令和6年5月27日付けで、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48）」の施行、及び関連施行令の施行が行われたことに伴う修正。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月30日	「Ⅲ リスク対策(プロセス)」－「6 情報提供ネットワークシステムとの接続」－「リスク1: 目的外の入手が行われるリスク」－「リスクに対する措置の内容」	<京都市における措置> ・ ログイン時の職員認証により、あらかじめ承認された職員以外は情報を入手できないようにする。 ・ 操作ログを収集し、不適正な情報の入手を抑止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・ 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	<京都市における措置> ・ ログイン時の職員認証により、あらかじめ承認された職員以外は情報を入手できないようにする。 ・ 操作ログを収集し、不適正な情報の入手を抑止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・ 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第14号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	令和6年5月27日付けで、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48)」の施行、及び関連施行令の施行が行われたことに伴う修正。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月30日	「I 基本情報」－「1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」－「②事務の内容」	予防接種は、疾病に対して免疫の効果を得させるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種することにより、疾病の蔓延防止を最も効果的に行う手法である。予防接種法に基づき、各自治体が予防接種事務を実施している。 特に、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、あわせて、ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録や、予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理を行う。また、予防接種の実施後に、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種は、疾病に対して免疫の効果を得させるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種することにより、疾病の蔓延防止を最も効果的に行う手法である。予防接種法に基づき、各自治体が予防接種事務を実施している。 特に、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録【令和6年3月31日終了※】や、予防接種に係る接種記録の登録、管理を行う。また、被接種者からの当該申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ※ 以降、当該事務に係る記載は、わかりやすさの観点から、削除しています。	事後	新型コロナウイルス感染症特例臨時接種の終了に伴い、VRSへの予防接種対象者及び発行した接種券の登録事務を要しなくなったことによる修正。
令和6年6月30日	「I 基本情報」－「2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」－「システム2」－「②システムの機能」	・ワクチン接種記録システム（VRS）への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	・接種記録の登録・管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	事後	新型コロナウイルス感染症特例臨時接種の終了に伴い、VRSへの予防接種対象者及び発行した接種券の登録事務を要しなくなったことによる修正。
令和6年6月30日	（別添1）事務の内容－図	①接種記録の取扱 ②特定個人情報ファイル（CSVファイル）の登録 ③接種記録の登録 接種記録の登録⇒医療機関等（接種会場）	①接種記録の登録 ②接種記録の取扱 接種記録の登録⇒京都市	事後	新型コロナウイルス感染症特例臨時接種の終了に伴い、 ・VRSへの予防接種対象者の登録事務を要しなくなったこと ・接種記録の登録事務について、VRS端末の返却により医療機関等での登録ができなくなったことに伴い、当該事務を京都市直営にて行うことに変更したこと に伴う修正。 あわせて、番号の表示と説明内容を見やすく整理。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月30日	(別添1)事務の内容一備考	【新型コロナウイルスワクチン予防接種業務】 ①接種記録の取扱 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、必要に応じて旅券関係情報を入力して、交付する。 ※ 被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②特定個人情報ファイル(CSVファイル)の登録 個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別) ③接種記録の登録	【新型コロナウイルス感染症予防接種業務】 ①接種記録の登録 医療機関等から返還された新型コロナウイルス感染症予防接種に係る予診票に基づき、京都市において接種記録をVRSの本市領域に登録する。 ②接種記録の取扱 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、必要に応じて旅券関係情報を入力して、交付する。 ※ 被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。	事後	新型コロナウイルス感染症特例臨時接種の終了に伴い、 ・VRSへの予防接種対象者の登録事務を要しなくなったこと ・接種記録の登録事務について、VRS端末の返却により医療機関等での登録ができなくなったことに伴い、当該事務を京都市直営にて行うことに変更したこと に伴う修正。 あわせて、番号の表示と説明内容を見やすく整理。
令和6年6月30日	「Ⅲリスク対策(プロセス)」ー 「3 特定個人情報の使用」ー 「リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」ー 「リスクに対する措置の内容」	・所管課設置のオンライン端末からは物理的に複製できない仕組みとなっている。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 住民基本台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	・ 所管課設置のオンライン端末からは物理的に複製できない仕組みとなっている。	事後	新型コロナウイルス感染症特例臨時接種の終了に伴い、VRSへの予防接種対象者の登録事務を要しなくなったことによる修正。
令和6年6月30日	「Ⅴ開示請求、問い合わせ」ー 「1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」ー 「①請求先」	京都市総合企画局情報化推進室 情報公開コーナー	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー	事後	組織改正に係る修正。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月30日	「V 開示請求、問い合わせ」－「2 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」－「④個人情報ファイル簿の公表」－「公表場所」	京都市総合企画局情報化推進室 情報公開コーナー	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー	事後	組織改正に係る修正。
令和6年12月20日	「I 基本情報」－「1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」－「①事務の内容 ※」	特に、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、予防接種に係る接種記録の登録、管理を行う。また、被接種者からの当該申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】
令和6年12月20日	「I 基本情報」－「2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」－「システム2」	ワクチン接種記録システム(VRS) ・接種記録の登録・管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録【令和6年3月31日終了※】 ※ 以降、当該事務に係る記載は、わかりやすさの観点から、削除しています。	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】
令和6年12月20日	(別添1)事務内容(新型コロナワクチン予防接種業務)－図	①接種記録の取扱 ②特定個人情報ファイル(CSVファイル)の登録 ③接種記録の登録	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	(別添1)事務内容(新型コロナウイルスワクチン予防接種業務)ー備考	【新型コロナウイルスワクチン予防接種業務】 ①接種記録の取扱 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、必要に応じて旅券関係情報を入力して、交付する。 ※ 被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入力し、使用する。 ②特定個人情報ファイル(CSVファイル)の登録 個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別) ③接種記録の登録	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】
令和6年12月20日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」ー「3. 特定個人情報の入手・使用」ー「②入手方法その他」	、ワクチン接種記録システム(VRS)	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】
令和6年12月20日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」ー「3. 特定個人情報の入手・使用」ー「③入手の時期・頻度」	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】
令和6年12月20日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」ー「3. 特定個人情報の入手・使用」ー「④入手に係る妥当性」	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】
令和6年12月20日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」ー「3. 特定個人情報の入手・使用」ー「⑥使用目的」	○新型コロナウイルス感染症対策以外に係る予防接種事務	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「3. 特定個人情報の入手・使用」－「⑧使用方法」	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、「コロナワクチン関連」の連絡先を削除したことで、「新型コロナウイルス感染症対策以外」と示す必要がなくなったため。
令和6年12月20日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託の有無※」	委託する 2件	委託する 1件	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、変更【令和6年9月30日】
令和6年12月20日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託事項2」	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】
令和6年12月20日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託事項2」－「①委託内容」	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】
令和6年12月20日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託事項2」－「②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」	特定個人情報ファイルの一部	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】
令和6年12月20日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託事項2」－「②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」－「対象となる本人の数」	100万人以上1,000万人未満	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】
令和6年12月20日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託事項2」－「②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」－「対象となる本人の範囲 ※」	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託事項2」－「②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」－「その妥当性」	ワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	（削除）	事後	ワクチン接種記録システム（VRS）の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】
令和6年12月20日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託事項2」－「③委託先における取扱者数」	10人以上50人未満	（削除）	事後	ワクチン接種記録システム（VRS）の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】
令和6年12月20日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託事項2」－「④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法」	その他（LG－WAN回線を用いた提供）	（削除）	事後	ワクチン接種記録システム（VRS）の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】
令和6年12月20日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託事項2」－「⑤委託先名の確認方法」	下記「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。	（削除）	事後	ワクチン接種記録システム（VRS）の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】
令和6年12月20日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託事項2」－「⑥委託先名」	株式会社ミラボ	（削除）	事後	ワクチン接種記録システム（VRS）の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】
令和6年12月20日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」－「委託事項2」－「再委託」－「⑦再委託の有無 ※」	再委託しない	（削除）	事後	ワクチン接種記録システム（VRS）の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「6. 特定漏情報情報の保管・消去」－「①保管場所 ※」	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。 なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された京都市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】
令和6年12月20日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－「6. 特定漏情報情報の保管・消去」－「③消去方法」	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	(別添2)ファイル記録項目	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 01 個人番号 02 宛名番号 03 自治体コード 04 接種券番号 05 属性情報(氏名、生年月日、性別) 06 接種状況(実施/未実施) 07 接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目/6回目/7回目) 08 接種日 09 ワクチンメーカー 10 ロット番号 11 ワクチン種類(※) 12 製品名(※) 13 旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) 14 証明書ID(※) 15 証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】
令和6年12月20日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク)システムを通じた入手を除く。」-「リスク1: 目的外の入手が行われるリスク」-「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、被接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」－「2. 特定個人情報の 入手（情報提供ネットワーク） システムを通じた入手を除 く。」－「リスク2：不適切な方 法で入手が行われるリスク」－ 「リスクに対する措置の内容」	＜ワクチン接種記録システム（VRS）における追 加措置＞ ワクチン接種記録システム（VRS）のデータベ ースは、市区町村ごとに論理的に区分されてお り、他市区町村の領域からは、特定個人情報の 入手ができないようにアクセス制御している。	（削除）	事後	ワクチン接種記録システム （VRS）の廃止に伴い、削除 【令和6年9月30日】
令和6年12月20日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」－「2. 特定個人情報の 入手（情報提供ネットワーク） システムを通じた入手を除 く。」－「リスク4：入手の際に 特定個人情報が漏えい・紛失 するリスク」－「リスクに対する 措置の内容」	＜ワクチン接種記録システム（VRS）における追 加措置＞ 入手する特定個人情報については、情報漏えい を防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	（削除）	事後	ワクチン接種記録システム （VRS）の廃止に伴い、削除 【令和6年9月30日】
令和6年12月20日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」－「2. 特定個人情報の 入手（情報提供ネットワーク） システムを通じた入手を除 く。」－「特定個人情報の入手 （情報提供ネットワークシステ ムを通じた入手を除く。）にお けるその他のリスク及びその リスクに対する措置」	＜ワクチン接種記録システム（VRS）における追 加措置＞ 入手した特定個人情報については、限定された 端末を利用して国から配布されたユーザIDを使 用し、ログインした場合だけアクセスできるよう に制御している。	（削除）	事後	ワクチン接種記録システム （VRS）の廃止に伴い、削除 【令和6年9月30日】

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」－「3. 特定個人情報の 使用」－「リスク2: 権限のない 者(元職員、アクセス権限のない 職員等)によって不正に使用 されるリスク」－「ユーザー 認証の管理」－「具体的な管理 方法」	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】
令和6年12月20日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」－「3. 特定個人情報の 使用」－「リスク2: 権限のない 者(元職員、アクセス権限のない 職員等)によって不正に使用 されるリスク」－「アクセス権 限の発効・失効の管理」－「具 体的な管理方法」	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】
令和6年12月20日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」－「3. 特定個人情報の 使用」－「リスク2: 権限のない 者(元職員、アクセス権限のない 職員等)によって不正に使用 されるリスク」－「アクセス権 限の管理」－「具体的な管理 方法」	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」－「3. 特定個人情報の使用」－「リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク」－「特定個人情報の使用の記録」－「具体的な管理方法」	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】
令和6年12月20日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」－「3. 特定個人情報の使用」－「特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①特定個人情報を使用する場面を新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合の接種記録の照会に限定している。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】
令和6年12月20日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」－「4. 特定個人所法ファイルの取扱いの委託」－「情報管理体制の確認」	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・京都市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」－「7. 特定個人情報の 保管・消去」－「⑤物理的対 策」－「具体的な対策の内容」	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措 置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人 情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政 府機関等の情報セキュリティ対策のための統一 基準群に準拠した開発・運用がされており、情 報セキュリティの国際規格を取得しているクラウ ドサービスを利用しているため、特定個人情報 の適切な取扱いに関するガイドラインで求める 物理的対策を満たしている。主に以下の物理的 対策を講じている。 ・ サーバ設置場所等への入退室記録管理、施 錠管理 ・ 日本国内にデータセンターが存在するクラウ ドサービスを利用している。	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)の廃止に伴い、削除 【令和6年9月30日】
令和6年12月20日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」－「7. 特定個人情報の 保管・消去」－「⑥技術的対 策」－「具体的な対策の内容」	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措 置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人 情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政 府機関等の情報セキュリティ対策のための統一 基準群に準拠した開発・運用がされており、情 報セキュリティの国際規格を取得しているクラウ ドサービスを利用しているため、特定個人情報 の適切な取扱いに関するガイドラインで求める 技術的対策を満たしている。主に以下の技術的 対策を講じている。 ・ 論理的に区分された京都市の領域にデー タを保管する。 ・ 当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・ 個人番号が含まれる領域はインターネットか らアクセスできないように制御している。 ・ 国、都道府県からは特定個人情報にアクセ スできないように制御している。 ・ 当該システムへの不正アクセスの防止のた め、外部からの侵入検知・通知機能を備えてい る。 ・ LG-WAN端末とワクチン接種記録システムと の通信は暗号化を行うことにより、通信内容の 秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)の廃止に伴い、削除 【令和6年9月30日】

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	「Ⅳその他のリスク対策」－ 「1. 監査」－「①自己点検」－ 「具体的なチェック方法」	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、削除 【令和6年9月30日】
令和6年12月20日	「Ⅳその他のリスク対策」－ 「2. 監査」－「②監査」－「具体的な方法」	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、削除 【令和6年9月30日】
令和6年12月20日	「Ⅳその他のリスク対策」－ 「2. 従業者に対する教育・啓発」－「従業者に対する教育啓発」－「具体的な方法」	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、削除 【令和6年9月30日】
令和6年12月20日	「Ⅴ開示請求、問合せ」－「2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ」－「①連絡先」	○予防接種法(コロナワクチン以外)関連、インフル特措法関連	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、「コロナワクチン関連」の連絡先を削除したことで、「コロナワクチン以外」と示す必要がなくなったため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	「Ⅴ開示請求、問合せ」―「2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ」―「①連絡先」	○予防接種法(コロナワクチン)関連 京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 TEL 075-222-3423	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の廃止に伴い、削除【令和6年9月30日】
令和7年8月22日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」―6. 特定個人情報の保管・消去―「①保管場所」	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事後	令和7年5月2日付け事務連絡(地情機第4951号)に伴う、記載内容の変更
令和7年8月22日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」―6. 特定個人情報の保管・消去―「①保管場所」	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	令和7年5月2日付け事務連絡(地情機第4951号)に伴う、記載内容の変更
令和7年8月22日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」―6. 特定個人情報の保管・消去―「③消去方法」	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。	事後	令和7年5月2日付け事務連絡(地情機第4951号)に伴う、記載内容の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月22日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」－6. 特定個人情報の保管・消去－「③消去方法」	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事後	令和7年5月2日付け事務連絡(地情機第4951号)に伴う、記載内容の変更
令和7年8月22日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」－「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」－「リスク1: 目的外の入手が行われるリスク」－「リスクに対する措置の内容」	箇条書きの記号「・」	箇条書きの記号「・」を丸付き数字に変更	事後	軽微な表記修正
令和7年8月22日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」－「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」－「リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク」－「リスクに対する措置の内容」	箇条書きの記号「・」	箇条書きの記号「・」を丸付き数字に変更	事後	軽微な表記修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月22日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」―「6. 情報提供ネット ワークシステムとの接続」― 「リスク3: 入手した特例個人 情報が不正確であるリスク」― 「リスクに対する措置の内容」	箇条書きの記号「・」	箇条書きの記号「・」を丸付き数字に変更	事後	軽微な表記修正
令和7年8月22日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」―「6. 情報提供ネット ワークシステムとの接続」― 「リスク4: 入手の際に特例個人 情報が漏えい・紛失するリ スク」―「リスクに対する措置 の内容」	箇条書きの記号「・」	箇条書きの記号「・」を丸付き数字に変更	事後	軽微な表記修正
令和7年8月22日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」―「6. 情報提供ネット ワークシステムとの接続」― 「リスク4: 入手の際に特例個人 情報が漏えい・紛失するリ スク」―「リスクに対する措置 の内容」	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事後	令和7年5月2日付け事務連絡（地情機第4951号）に伴う、記載内容の変更
令和7年8月22日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」―「6. 情報提供ネット ワークシステムとの接続」― 「リスク5: 不正な提供が行わ れるリスク」―「リスクに対する 措置の内容」	箇条書きの記号「・」	箇条書きの記号「・」を丸付き数字に変更	事後	軽微な表記修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月22日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」―「6. 情報提供ネット ワークシステムとの接続」― 「リスク6:不適切な方法で提 供されるリスク」―「リスクに対 する措置の内容」	箇条書きの記号「・」	箇条書きの記号「・」を丸付き数字に変更	事後	軽微な表記修正
令和7年8月22日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」―「6. 情報提供ネット ワークシステムとの接続」― 「リスク6:不適切な方法で提 供されるリスク」―「リスクに対 する措置の内容」	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を 行う事業者においては、特定個人情報に係る業 務にはアクセスができないよう管理を行い、不 適切な方法での情報提供を行えないよう管理し ている。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を 行う事業者及びクラウドサービス事業者におい ては、特定個人情報に係る業務にはアクセスが できないよう管理を行い、不適切な方法での情 報提供を行えないよう管理している。	事後	令和7年5月2日付け事務連絡 (地情機第4951号)に伴う、記 載内容の変更
令和7年8月22日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」―「6. 情報提供ネット ワークシステムとの接続」― 「リスク7:誤った情報を提供し てしまうリスク、誤った相手に 提供してしまうリスク」―「リス クに対する措置の内容」	箇条書きの記号「・」	箇条書きの記号「・」を丸付き数字に変更	事後	軽微な表記修正
令和7年8月22日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」―「6. 情報提供ネット ワークシステムとの接続」― 「情報提供ネットワークシス テムとの接続に伴うその他のリ スク及びそのリスクに対する 措置」	箇条書きの記号「・」	箇条書きの記号「・」を丸付き数字に変更	事後	軽微な表記修正
令和7年8月22日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」―「6. 情報提供ネット ワークシステムとの接続」― 「情報提供ネットワークシス テムとの接続に伴うその他のリ スク及びそのリスクに対する 措置」	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行 うことで、中間サーバー・プラットフォームの保 守・運用を行う事業者における情報漏えい等の リスクを極小化する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行 うことで、中間サーバー・プラットフォームの保 守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事 業者における情報漏えい等のリスクを極小化す る。	事後	令和7年5月2日付け事務連絡 (地情機第4951号)に伴う、記 載内容の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月22日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」―「7. 特定個人情報の 保管・消去」―「リスク1:特定 個人情報の漏えい・滅失・毀 損リスク」―「⑤物理的対策」 ―「具体的な対策の内容」	箇条書きの記号「・」	箇条書きの記号「・」を丸付き数字に変更	事後	軽微な表記修正
令和7年8月22日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」―「7. 特定個人情報の 保管・消去」―「リスク1:特定 個人情報の漏えい・滅失・毀 損リスク」―「⑤物理的対策」 ―「具体的な対策の内容」	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・ 中間サーバー・プラットフォームをデータセン ターに構築し、設置場所への入退室者管理、有 人監視及 び施錠管理をすることとしている。また、設置場 所はデータセンター内の専用の領域とし、他テ ナントとの 混在によるリスクを回避する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・ 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報 システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者 が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセ キュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施 する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ 管理策が適切に実施されているほか、次を満た している。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受け ている。 ・日本国内でデータを保管している。	事後	令和7年5月2日付け事務連絡 (地情機第4951号)に伴う、記 載内容の変更
令和7年8月22日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」―「7. 特定個人情報の 保管・消去」―「リスク1:特定 個人情報の漏えい・滅失・毀 損リスク」―「⑥技術的対策」 ―「具体的な対策の内容」	箇条書きの記号「・」	箇条書きの記号「・」を丸付き数字に変更	事後	軽微な表記修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月22日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」－「7. 特定個人情報の保管・消去」－「リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」－「⑥技術的対策」－「具体的な対策の内容」	追加	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事後	令和7年5月2日付け事務連絡（地情機第4951号）に伴う、記載内容の変更
令和7年8月22日	「Ⅵその他のリスク対策」－「1. 監査」－「①自己点検」－「具体的なチェック方法」	箇条書きの記号「・」	箇条書きの記号「・」を丸付き数字に変更	事後	軽微な表記修正
令和7年8月22日	「Ⅵその他のリスク対策」－「1. 監査」－「②監査」－「具体的な内容」	箇条書きの記号「・」	箇条書きの記号「・」を丸付き数字に変更	事後	軽微な表記修正
令和7年8月22日	「Ⅵその他のリスク対策」－「1. 監査」－「②監査」－「具体的な内容」	追記	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事後	令和7年5月2日付け事務連絡（地情機第4951号）に伴う、記載内容の変更
令和7年8月22日	「Ⅵその他のリスク対策」－「2. 従業者に対する教育・啓発」－「具体的な内容」	箇条書きの記号「・」	箇条書きの記号「・」を丸付き数字に変更	事後	軽微な表記修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月22日	「Ⅵその他のリスク対策」－ 「2. 従業者に対する教育・啓 発」－「具体的な内容」	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	令和7年5月2日付け事務連絡(地情機第4951号)に伴う、記載内容の変更
令和7年8月22日	「Ⅵその他のリスク対策」－ 「3. その他のリスク対策」	箇条書きの記号「・」	箇条書きの記号「・」を丸付き数字に変更	事後	軽微な表記修正
令和7年8月22日	「Ⅵその他のリスク対策」－ 「3. その他のリスク対策」	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事後	令和7年5月2日付け事務連絡(地情機第4951号)に伴う、記載内容の変更